

独立行政法人国立病院機構まつもと医療センター

入園のしおり

(重要事項説明書)

まつもと医療センター
にこにこ保育園

長野県松本市村井町南2丁目 20 番 30 号

TEL: 0263-85-7160

FAX: 0263-85-7170

保育園修了時まで使用しますので大切に保管してください。

令和 7 年度

2025 年 4 月 1 日改定

児童憲章

- 児童は、人として尊ばれる。
- 児童は、社会の一員として重んぜられる。
- 児童は、よい環境の中で育てられる。

出典：文部科学省より

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/siryu/attach/1298450.htm

「子どもの権利条約」-4つの柱

○ 生きる権利

子どもたちは健康に生まれ、安全な水や十分な栄養を得て、健やかに成長する権利を持っています。



○ 守られる権利

子どもたちは、あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られなければなりません。紛争下の子ども、障害をもつ子ども、少数民族の子どもなどは特別に守られる権利を持っています。



○ 育つ権利

子どもたちは教育を受ける権利を持っています。また、休んだり遊んだりすること、様々な情報を得、自分の考えや信じる事が守られることも、自分らしく成長するためにとっても重要です。



○ 参加する権利

子どもたちは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、活動することができます。そのときには、家族や地域社会の一員としてルールを守って行動する義務があります。



目 次

1	まつもと医療センターにこにこ保育園 保育理念・方針	1
2	施設の概要	2
3	利用料等	4
4	提供する保育の内容	5
5	給食について	6
6	入園に際してのお願い	7
7	保健と健康管理について	9
8	緊急時における対応方法	13
9	災害に備えて	14
10	保育園の持ち物	15
11	その他	17
12	個人情報の取り扱いについて	18
	(別紙)給付の対象となる災害の範囲と給付金額	19
	重要事項に関する同意書 兼 契約書 (保護者控)	
	重要事項に関する同意書 兼 契約書 (保育園控)	

1. まつもと医療センターにこにこ保育園 保育理念・方針

■ 組織理念

子育て支援を通して地域社会に貢献します。

家族のような温かい雰囲気の中、お子様にとっての“もうひとつのお家”を提供いたします。

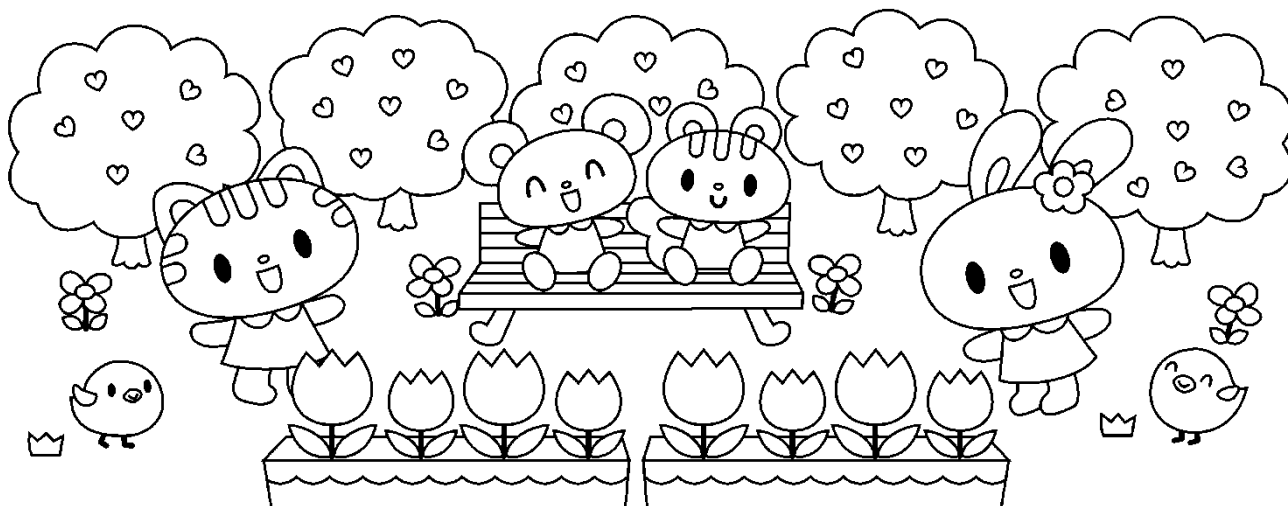
■ 保育理念

安心安全で楽しく清潔な日々を共に過ごすことにより、子どもの健やかな育ちをたすける。

■ 保育方針

少子化により従来あった兄弟姉妹との関りや、地域で年齢の異なる子ども同士で関わる機会が減少していますが、子どもの発達にとってこれらは重要であると考えます。

異年齢間の交流を積極的に行うことで、子どもが手助けをしたり、他者へのいたわりや思いやりの気持ちや、憧れの気持ち、新たな活動への挑戦の意欲を学ぶ機会を大切にします。



2. 施設の概要

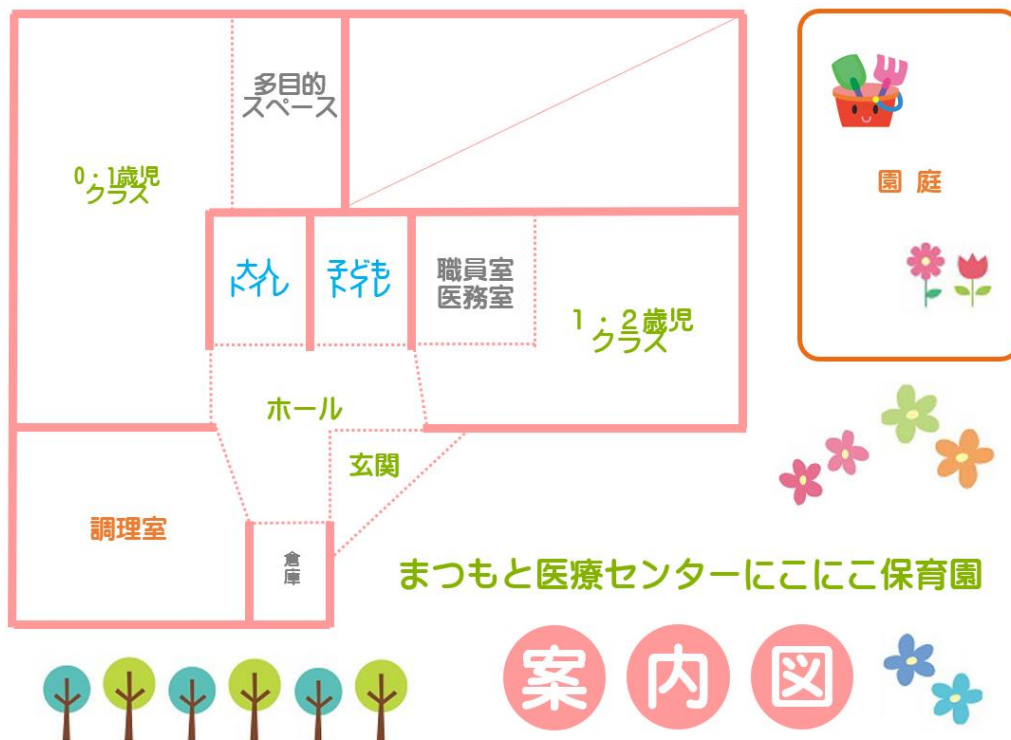
■ 運営主体(事業者の概要)

事業者の名称	特定非営利活動法人きらり
事業者の所在地	〒399-0745 長野県塩尻市大門桔梗町 2-1 ワコウビル 1階
事業者の連絡先	0263-88-8416
代表者氏名	理事長 辻 明日香

■ 設置主体の概要

種別	企業主導型保育 認可外保育施設			
設置者	独立行政法人国立病院機構まつもと医療センター 院長:武井 洋一			
名称	まつもと医療センターにこにこ保育園			
所在地・連絡先	長野県松本市村井町南 2丁目 20番 30号 TEL:0263-85-7160			
開設年月日	2018年4月1日			
施設長(園長)	山崎 志保			
利用定員※	0歳児	1歳児	2歳児	合計
	3人	7人	10人	20人

※従業員枠は、定員の50%以上／地域枠は定員の50%以下



■ 施設・設備の概要

敷 地 面 積		314 m ²	
屋 外 遊 技 場 (園 庭)		屋外遊技場 75.95 m ²	
構 造		鉄筋コンクリート造 2階建て1階部分	
施 設 設 備	乳 児 ・ ほ ふ く 室	1 室	床暖房／室内沐浴スペースあり
	保 育 室	1 室	床暖房
	子 ども 用 トイレ	1 室	トイレ内シャワーユニットあり
	調 理 室	1 室	
	医 務 室	職員室内	
	そ の 他	大人用トイレ 1室 多目的スペース 1室	

■ 職員体制(令和6年5月15日現在)

	園長	保育士	栄養士	調理員
員 数	1人	8人	1人	2人
常 勤	1人	3人		
非 常 勤		5人 (内1人調理兼任)	1人	2人 (内1人保育兼任)

■ 保育日・保育時間

(1)開所日・休所日

開 所 日	毎週月曜日～金曜日
休 所 日	土曜日 日曜日 国民の祝日、年末年始(12/29～1/3)

(2)開所時間

月 曜 日 ～ 金 曜 日	8:00 ～ 18:00
---------------	--------------



3. 利用料等

まつもと医療センターにこにこ保育園は、こども家庭庁所管の企業主導型保育事業に則り運営しており、保育料は一般的な認可・認証保育園の保育料と同程度かそれ以下の設定となっております。

(1)利用者負担額

月極保育料	従業員料金	第一子	24,000 円／1 か月
		第二子以降	14,000 円／1 か月
	一般料金	第一子	40,000 円／1 か月
		第二子以降	22,000 円／1 か月

※上記料金には消費税込みの金額となります。

※住民税非課税世帯は月極保育料が無償化となります。その場合、課税証明書の提出が必要です。

※月の途中での入退園の場合、利用者負担額に登園日／20 を乗じた金額となります。

※まつもと医療センターより休園許可が出た場合は、利用者負担額に登園日／20 を乗じた日割り金額とします。なお、既に1か月分の利用者負担額を納付済みの場合は、差額を現金にて返金いたします。

(P8 参照)

(2)その他費用(保育補助費)

カラー帽子	1,000 円	
おたより袋	290 円	
写真	70 円～／1 枚	写真サイズにより料金が異なります。 別途消費税がかかります。

(3)支払方法

保育料の納入は、現金徴収となります。当月 15 日までに直接園にお持ちください。

※ 当月中に保育料の納入をいただけない場合は、翌月より利用をお断りする場合がありますのでご了承ください。

※ お振込みを希望される方は、別途ご相談ください。(振込手数料は利用者様のご負担となります)

4. 提供する保育の内容

平成 30 年 4 月から施行された保育所保育指針では、保育所も「幼児教育」を行う施設として位置づけられました。当園では、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

大人になったとき、どんな能力が身につけていけば、幸せになれるのでしょうか。

これまでは、知識の量や論理的思考がその決め手だと思われてきました。しかし、今はそういったテストで測れる「認知能力」よりも、「忍耐力」「社会性」「自信・楽観性」などの「非認知能力」が重要だと研究でわかってきています。しかも、0～2 歳は非認知能力が育つための重要な時期であることが知られています。

信頼できる大人に囲まれ、自己肯定感という心の根幹をもとに、非認知能力という葉が育ちます。非認知能力が育つことで、認知能力という実がなるんですね。

2000 年にノーベル経済学賞を受賞したジェームズ・ヘックマンは、教育経済学において「幼少期に非認知的な能力を身につけておくことが、大人になってからの幸せや経済的な安定につながる」と言っています。当園では、日々の生活の中で“生きていく力の芽”を育みます。



■ 1 日のスケジュール

8:00	順次登園、全体保育
9:15	手洗い、AMおやつ、朝の会
9:30	遊び（室内外・散歩）
10:50	手洗い、昼食、歯磨き
12:00	お昼寝開始
14:30	起床
15:00	手洗い、PMおやつ
15:50	順次降園、全体保育
18:00	最終降園

■ 年間スケジュール（都度、誕生日会も行います。）

4月	
5月	内科健診
6月	歯科検診、保育参加週間
7月	夏祭り、水遊び
8月	
9月	
10月	お楽しみお弁当会
11月	内科健診、保育参加週間
12月	保育参加週間、クリスマス会
1月	
2月	
3月	お別れ会



5. 給食について

乳幼児期の健やかな心身の発達と成長のためには、毎日の食事が大切な役割をはたします。主食、副食を含めた完全自園調理で、個々の発達状況などを理解し、安全面に充分配慮して実施しています。

たくさん食べたり栄養バランスをとることに気をとられてしまいがちですが、0～2歳の子ども達には、食事に興味をもったり、どんな味がするのかをみんなで話したり、「おいしいね」「楽しいね」を優先させ、ごはんが楽しみ！と思えるようになってほしいと思います。

■ 給食内容と栄養について

0歳児	ミルク+離乳食	1日の栄養量の60～50% 月齢によって変わるため変動あり
1・2歳児	昼食+おやつ2回(午前9時/午後3時)	1日の栄養量の50% 約480kcal

■ 献立について

栄養士が子どもの発育状況を踏まえ作成しています。献立の内容は、月末に翌月の献立表を配布いたします。材料の都合で変更することもあります。夕食との組み合わせなどの参考にしてください。

■ 提供方法

自園調理で提供しています。

■ アレルギー対応について

当園では、設備上の理由から完全なアレルギー除去対応ができません。

お子様の安全を第一に考え、アレルギー対応については保護者の意向、医師の見解、お子様の状態を総合的に勘案した上での判断となりますのでご了承ください。

- ① 除去内容によっては、代替食を持参していただくことがあります。
- ② 給食の提供は、集団給食の中で除去食を基本とします。
- ③ アレルギー対応食は、保護者からの申し出により除去食依頼書に基づいて行います。
- ④ 医師の診断書や除去食依頼書は、1歳未満3か月ごと1歳以上6か月ごとに提出をお願いします。
- ⑤ 除去の状況や内容に変更があった場合は、除去食依頼書の再提出をお願いします。
- ⑥ 除去食を終了する場合は、除去解除依頼書の提出をお願いします。

6. 入園に際してのお願い

■ 入園について

入園までの流れは以下のとおりです。入園申込書は、入園希望月の3か月前月初より受付を開始いたします。（例：入園希望日 6/15→入園受付 3/1）

※ 例年4月は多数のお申込をいただくため先着順ではなく抽選となることがあります。この場合、①当園単独申込②他園との併願、の優先順に抽選を行います。



■ 休園について

連続して月の半数を超える休園をする場合は、事前に休園届を届け出てください。まつもと医療センターより休園許可が出た場合に限り、保育料が日割り計算となります。

■ 退園について

- ① 従業員枠をご利用の方は、原則、まつもと医療センター退職月末をもって当園も退園となりますのでご了承ください。
- ② 退園1か月前までに、退園届を届け出てください。
- ③ 保育所を利用しているお子さんがいる場合の育児休業について、原則として出産翌月より3か月まで引き続きご利用いただけます。なお、定員の空き状況によっては引き続きご利用いただける場合もあります。

■ 登園、降園に関すること

- ① 欠席、遅くなる時は、午前9時頃までに連絡してください。
なお、連絡ができないやむを得ない事情がある場合は、その限りではありません。
- ② 毎日、健康状況(顔色、発熱、食事の量、便の状態等)をよく観察し、気になる事がある場合はお知らせください。
- ③ 保育中に体の具合が悪くなったり、怪我等した時には連絡をします。状況によってはお迎えに来ていただくこともあります。
- ④ 保育園への送迎は、保護者が行ってください。
 - ・ 迎えに来る方が、いつもと異なる場合は、必ず事前にお知らせください。
 - ・ 緊急連絡票に記載されていない方がお迎えの場合、お身内の方でも確認が取れるまではお引渡しできませんのでご了承ください

■ 保護者の連絡先について

- ① 緊急連絡票の記入をお願いします。連絡先は常に最新の状態にしておいてください。
- ② お休み、出張、研修等で勤務先に不在の場合には、事前に連絡先を職員へお伝えください。
- ③ 連絡は原則として「緊急時の連絡先」記載の順に連絡しますので、ご了承ください。

■ 保育園からの連絡等に関して

- ① 保育園での状況や家庭での状況を相互に連絡しあうために「連絡ノート」を活用します。体温、食事、遊び、排便状況、お子さんの様子をできるだけ詳しく記入してください。気になることがある場合には、口頭でもお知らせください。
- ② 月に1回、園だよりを発行します。月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。
- ③ 日々の連絡もありますので、掲示板等は毎日必ずご覧ください。
- ④ 提出物は、必ず期限までに提出してください。

7. 保健と健康管理について

■ 園で行う健康診断、諸検査について

項目	内容	回数及び時期
健康診断	内科	年2回(5月・11月頃)
	歯科	年1回(6月頃)
身体計測	身長・体重	毎月1回

- 保育中に具合が悪くなった場合には、保護者にお知らせします。症状によっては早めのお迎えをお願いします。発熱の場合、37.5℃以上でお迎えをお願いしています。

(P22 厚生労働省感染症ガイドライン 参照)

- 急な病気やけがの場合には、園にて病院へお子さんをお連れすることがあります。医師の処置が必要と判断される場合は、保護者へ連絡の上、医療機関で受診します。保護者に連絡がとれない場合は、お子さんの身体の安全を優先させ、当保育園が責任を持って対処しますのであらかじめご了承ください。

- 与薬は「医療行為」です。保育園では原則として行うことができません。

- ・主治医処方薬に限ります。
 - ・症状(咳が出たら、発作がおきたらなど)を判断しての投薬は行いません。
 - ・座薬・目薬・外用薬の与薬は行いません。ただし、アトピー性皮膚炎など経過が長引くような慢性疾患の日常における与薬や処置については、協議の上でご対応させていただきます。
 - ・薬は必ず手渡しで保育士へお渡しください。(子どもの体調を伝え、1回ずつに分けて、名前を記入し当日分のみお渡しください。)
 - ・薬の服用を嫌がったり飲ませた薬を吐いてしまった場合の責任は負いかねますのでご了承ください。

- 伝染性感染症の疑いがある場合は登園できません。保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について届出書の提出をお願いします。感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育園生活が可能な状態となつてからの登園であるようにご配慮ください。厚生労働省の指導により「保育所における感染症対策ガイドライン」にそって対応しておりますので、ご協力をお願いします。

① 医師が記入した「登園許可証明書」が必要な感染

※「登園許可証明書」は保育園にあります。かかりつけ医師に記入いただきます。

感染症名	登園のめやす
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が、かさぶたになるまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
咽頭結膜炎(プール熱、アデノウイルス感染症)	主な症状が消失した後2日経過するまで
流行性角結膜炎(はやり目)	医師により感染のおそれがないと認められるまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において、感染のおそれがないと認められるまで
腸管出血性大腸菌感染症(○157・○26・○111等)	医師により感染のおそれがないと認められるまで
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過し、発熱、発疹等の症状が回復するまで

<参考> 保育所における感染症ガイドラインより

② 下記の感染症については「登園届」の提出をお願いします。

※「登園届」の用紙は、保育園にあります。保護者の方が記入してください。

※受診結果については速やかに保育園へ連絡してください。

感染症名	登園のめやす
突発性発疹	解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと
伝染性紅斑(りんご病)	全身状態がよいこと
手足口病	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸症状が消失し、全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎(ノロ・ロタ)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
帯状疱疹	すべての発疹がかさぶたになってから
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること

③ 下記の感染症については「治癒証明書」の提出をお願いします。

※「治癒証明書」の用紙は、保育園にあります。保護者の方が記入してください。

※受診結果については速やかに保育園へ連絡してください。

感染症名	登園のめやす
新型コロナウイルス感染症	発症の翌日から5日間経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで

■ 予防接種について

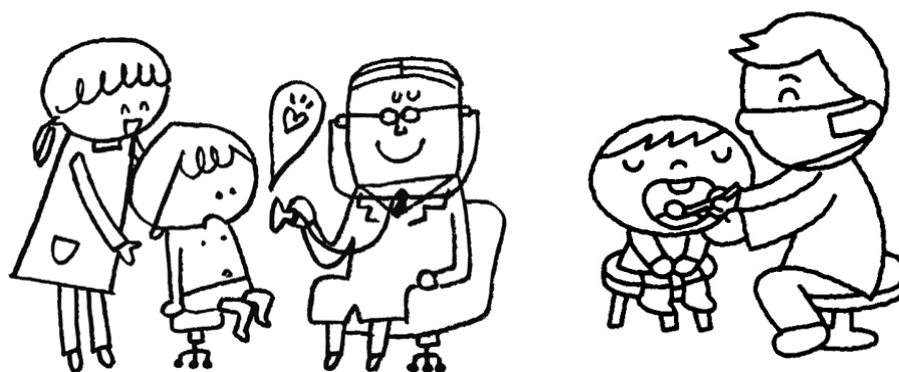
予防接種は体調の良い時に計画的にお受けください。予防接種を受けた後は、観察が必要です。ご家庭で保育できる時に接種を受けてください。接種後やむを得ず登園される場合は事前に職員までお知らせください。

■ 嘱託医

病 院 名	国立病院機構まつもと医療センター 小児科
医 師 名	北原 正志
所 在 地	松本市村井町南 2 丁目 20 番 30 号
電 話 番 号	0263-58-4567
提 携 内 容	入所児童の健康診断（年 2 回／内科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科等）

■ 嘱託歯科医

病 院 名	みらいデンタルクリニック
院 長	藤本 誠一郎
所 在 地	松本市筑摩 1 丁目 6-11
電 話 番 号	0263-87-8851
提 携 内 容	入所児童の歯科健康診断（年1回）、歯科疾患等の予防に関する助言・指導



8. 緊急時における対応方法

事件・事故・また子どもに体調の急変などが生じた場合、速やかにまつもと医療センター管理課及び保護者へ連絡します。また適切な行政機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

■ 管轄する消防署

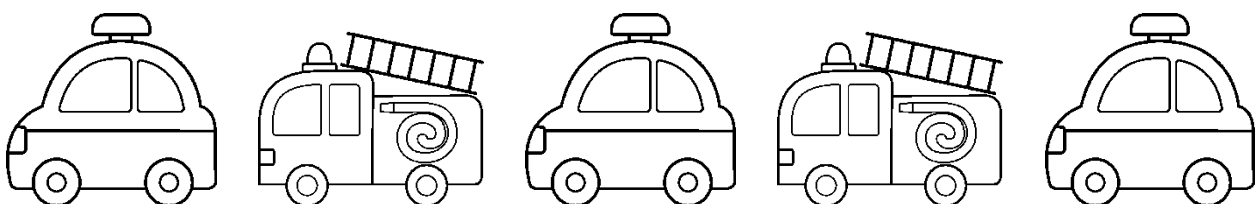
消 防 署 名	松本広域消防局 芳川消防署
所 在 地	松本市村井町南 2 丁目 1-9
電 話 番 号	0263-58-4322

■ 管轄する警察署

警 察 署 名	松本警察署
所 在 地	松本市渚 3 丁目 11-8
電 話 番 号	0263-25-0110

■ 最寄りの交番

交 番 名	村井・寿交番
所 在 地	松本市寿中 1 丁目 36-1
電 話 番 号	0263-58-2024



9. 災害に備えて

当保育園の建物は、十分な耐震強度を備えております。地震等の大災害時には、近隣からの出火があったり、避難場所への避難命令が出ない限り、園外には出ずに園舎内にてお迎えをお待ちします。

防 火 管 理 者	中田 修
避 難 訓 練	避難及び消火を想定した訓練を月 1 回実施します。
防 災 設 備	消火器、自動火災報知機、非常警報器及び設備等を備えています。
一 次 避 難 場 所	園庭

■ 緊急時の連絡方法について

災害時は、

① 一斉配信連絡網

※一斉連絡配信システムとして、SEN CORPORATION(本社:東京都千代田区大手町)

「はいチーズ！システム」を利用します。※年間利用料はかかりません。

② 保育園入口の掲示 ※園外へ避難した場合には、園児の安否及び避難場所を保育園入口に掲示します。

③ NTT 災害用伝言ダイヤル

いずれかの可能な手段にて、園児の安否及び避難場所をお知らせします。

【NTT 災害用伝言ダイヤル】

「災害用伝言ダイヤル」とは、地震や噴火等の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始されるNTTが設置する「声の伝言板」です。このシステムを使えば、保育園が「171」を利用し、園児及び保育園の状況を伝言で録音し、その録音した伝言を保護者の方が電話で聞き、子どもの安否を確認することができます。

「災害用伝言ダイヤル」の提供時には、テレビ・ラジオを通じて、利用方法、伝言登録エリア等をお知らせするほか、電話がかかりにくくなっている場合に流れる「ふくそうメッセージ」の中で「災害用伝言ダイヤル」のご案内を行う等の方法でお知らせします。詳しくはNTT 東日本 HP「災害用伝言ダイヤル」をご覧ください。

<https://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171/index.html>

10. 保育園の持ち物

[お願い]

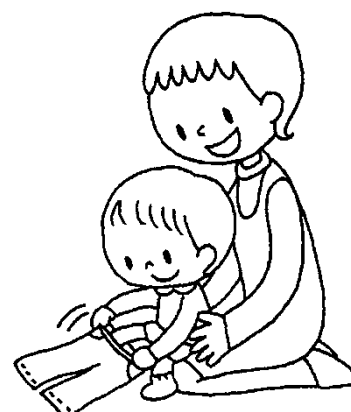
- 持ち物(おむつ、靴下、下着など)すべてに名前を記入してください。
- 衣類は年齢に応じて、一人で着脱しやすいもの、活動しやすいものにしてください。
- 手拭きタオル、お食事エプロン、口拭きタオルは、毎日取り替えてください。
- 汚れた衣類等は、毎日持ち帰り、適宜補充してください。
- カラー帽子、シーツは毎週末に持ち帰り、清潔な状態にしてください。
- 通園バックは、リュックでも斜めがけでも構いません。お子さまが自分で使用しやすいもの、大きさでお願いします。
- おむつは、サブスクサービスを利用することが可能です。詳細につきましては別紙をご参照ください。

たんぽぽ組(0・1歳児)

衣類	肌 着 (3～5枚)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 綿100%で、肌触りの良いものがベストです。季節に合った素材、袖丈のものを。 ・ ロンパースは着脱がしづらいため上下別のものが望ましいです。
	上 衣 (2～4枚)	<ul style="list-style-type: none"> ・ つかまり立ちができるようになったら、より動きのとりやすい、上衣・下衣に分かれた衣類にしましょう。 ・ 肩にボタンやスナップがついたタイプが、着脱もしやすく安全です。 ・ 気候に応じた袖丈・生地のを。
	下 衣 (2～4枚)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ウエストがゴムで、伸縮性のある素材がベストです。 ・ サイズの大きいものは、引きずってしまい危険ですので注意が必要です。 ・ 気候に応じた丈・生地のを。 ・ 女の子のスカートは、遊び着には不向きです。
	靴 下 (1～2枚)	<ul style="list-style-type: none"> ・ サイズが合っていれば、特に注意することはありません。
	カラー帽子	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上の理由から園指定のものをご利用ください。お子さんのサイズに合わせてゴムの調整をお願いします。
寝具	お昼寝布団	<ul style="list-style-type: none"> ・ カバー式のシーツをご用意下さい。シーツは週に1度はお洗濯をお願いします。
おむつ	紙オムツ	<ul style="list-style-type: none"> ・ お手数ですが、記名をお願いします。残り少なくなりましたら、補充をお願いします。
	おしり拭き	<ul style="list-style-type: none"> ・ 残り少なくなりましたら、補充をお願いします
毎 日	汚れ物入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・ スーパーの袋で構いません。
	口拭きタオル (3枚)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 肌に触れるものですので綿100%のやわらかい生地のを。 ・ 縦横30cm程度の大きさがベストです。
	手拭きタオル	<ul style="list-style-type: none"> ・ ひも付きのものをお持ちください。
	お食事エプロン (3枚)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達の段階に合わせたものをお持ちください。

ちゅーりっぷ組(1・2歳児)

衣 類	肌 着 (3～5枚)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 綿100%で、肌触りの良いものがベストです。季節に合った素材、袖丈のものを。 ・ ロンパースは着脱がしづらいため上下別のものが望ましいです。
	上 衣 (2～4枚)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上衣・下衣に分かれた衣類にしましょう。 ・ 気候に応じた袖丈・生地のを。
	下 衣 (2～4枚)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ウエストがゴムで、伸縮性のある素材がベストです。 ・ サイズの大きいものは、引きずってしまい危険ですので注意が必要です。 ・ 気候に応じた丈・生地のを。 ・ 女の子のスカートは、遊び着には不向きです。
	靴 下 (1～2枚)	<ul style="list-style-type: none"> ・ サイズが合っていれば、特に注意することはありません。
	布パンツ (2～3枚)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要になるときにお知らせします。
	カラー帽子	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上の理由から園指定のものをご利用ください。お子さんのサイズに合わせてゴムの調整をお願いします。
寝 具	お昼寝布団	<ul style="list-style-type: none"> ・ カバー式のシーツをご用意ください。シーツは週に1度はお洗濯をお願いします。
衛 生	歯ブラシ・コップ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 園で管理します。ブラシ面が広がったら交換をお願いします。(2歳児の6月頃より開始します。詳細は、お便りにてお知らせします。)
おむつ	紙オムツ	<ul style="list-style-type: none"> ・ お手数ですが、記名をお願いします。残り少なくなりましたら、補充をお願いします。
	おしり拭き	<ul style="list-style-type: none"> ・ 残り少なくなりましたら、補充をお願いします
毎 日	汚れ物入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・ スーパーの袋で構いません。
	口拭きタオル (3枚)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 肌に触れるものですので綿100%のやわらかい生地ものを。 ・ 縦横30cm程度の大きさがベストです。
	手拭きタオル	<ul style="list-style-type: none"> ・ ひも付きのものをお持ちください。
	お食事エプロン (3枚)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達の段階に合わせたものをお持ちください。



11. その他

■ 保育園へのご意見・ご要望・苦情への対応について

保育サービスの向上をはかるため、ご意見・ご要望・苦情等のご相談の窓口を設置しています。お気づきの点がございましたら、受付担当者・解決責任者へご連絡をお願いします。受付けた場合には適切に対応し、改善を図るよう努めます。

相談・苦情受付担当者	中村 莉紗
相談・苦情解決責任者	園長 山崎 志保
その他	特定非営利活動法人きらり 事務局 TEL:0263-88-8416
第三者委員会	草深 邦子 中澤 伸一

■ 保険の加入について

独立行政法人日本スポーツ振興センター 災害給付に全園児加入しています。

※ 保険料はまつもと医療センターが負担しています。

※ 保障内容は別紙を参照ください。

そのほか賠償責任保険も加入しています。

賠償責任保険引受保険会社

： 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

	基本保障
対人賠償(1事故)	5億円
対物賠償(1事故)	200万円



12. 個人情報の取り扱いについて

当園では、個人情報の取り扱いについて定められた法令等を遵守するとともに、下記の個人情報取扱指針に従って個人情報の重要性を認識しプライバシーに配慮した適切な取り扱いをいたします。

1. 個人情報の取り扱い運営上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。例えば以下のような方法で個人情報を取得することがあります。

(取得方法の例)

- ・ 入園にあたり提出いただく書類等にご記入
- ・ ご提出いただくことによる取得
- ・ 防犯カメラによる取得
- ・ お問い合わせへ対応するために電話の内容を記録することによる取得など

2. 個人情報の利用目的取得した個人情報を、次の目的(以下、「利用目的」といいます。)に必要な範囲を超えて利用しません。また、利用目的は、「入園のしおり」に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、掲示等により公表します。

- ① 日常の保育を実施するにあたって必要な範囲での利用、管理

(利用の例)

- ・ ロッカー、お誕生日カード、連絡ノート、シューズロッカー、おたより等への記名
- ・ 児童の健康管理に伴う園の嘱託医、歯科医への情報提供
- ・ 在園児保護者に配布する園からのおたより、写真等、保育に関係する園内書類への掲載

- ② 当法人が取り扱う保育サービスの案内、それに付帯・関連する各種案内、提供および管理

- ③ 問い合わせ・依頼等への対応

- ④ その他、保護者の皆様との連絡・連携を適切かつ円滑に履行するため利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第 16 条第 3 項各号に掲げる場合を除き、保護者の同意を得るものとします。

3. 個人データの第三者への提供

以下の場合を除き、保護者の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- ・ 法令に基づく場合
- ・ 当法人の運営遂行上必要な範囲内で、行政機関・業務委託先に提供する場合

個人情報保護法第 16 条第 3 項

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

■ (別紙) 給付の対象となる災害の範囲と給付金額 (令和 5 年 4 月 1 日現在)

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの	
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの <ul style="list-style-type: none"> ● 学校給食等による中毒 ● ガス等による中毒 ● 熱中症 ● 溺水 ● 異物の嚥下又は迷入による疾病 ● 漆等による皮膚炎 ● 外部衝撃等による疾病 ● 負傷による疾病 	医療費 (給付金の計算方法) <ul style="list-style-type: none"> ● 医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10 (そのうち 1/10 の分は、療養に伴って要する費用として加算される分) <p>ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額 (所得区分により限度額が異なる。) に、療養に要する費用の額の 1/10 を加算した額</p> ● 入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算した額
障害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により 1 級から 14 級に区分される	障害見舞金 (障害等級表) 4,000 万円～88 万円 (3,770 万円～82 万円) 〔通学 (園) 中の災害の場合 2,000 万円～44 万円 (1,885 万円～41 万円) 〕
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000 万円 (2,800 万円) 〔通学 (園) 中の場合 1,500 万円 (1,400 万円) 〕
	突然死	運動などの行為に起因する突然死 死亡見舞金 3,000 万円 (2,800 万円) 〔通学 (園) 中の場合 1,500 万円 (1,400 万円) 〕
		運動などの行為と関連のない突然死 死亡見舞金 1,500 万円 (1,400 万円) 〔通学 (園) 中の場合も同額〕

※ () 内の金額は、平成 31 年 3 月 31 日以前に生じた障害・死亡に係る障害見舞金額・死亡見舞金額
 ※ 上表の「療養に要する費用の額が 5,000 円以上のもの」とは、初診から治りまでの間の医療費総額 (医療保険でいう 10 割分) が 5,000 円以上の場合をいいます。

(医療保険でいう被扶養者 (家族) で、例えば病院に外来受診した場合、通常自己負担額は医療費総額の 3 割分となります。) また、上表のほか、災害共済給付の附帯業務として、供花料の支給、へき地通院費の支給なども行っています。

登園に関する医師意見書

まつもと医療センターにここ保育園 園長様

園児氏名 _____

下記の疾患に罹患したため療養を指示していました。

病状は回復して集団生活に支障がない状態になったので、 月 日から登園可能であると判断します。

医師の意見書が必要な感染症 該当する感染にチェック

感染症名	登園のめやす
<input type="checkbox"/> 百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
<input type="checkbox"/> 麻疹(はしか)/風疹	解熱した後 3 日を経過してから
<input type="checkbox"/> 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
<input type="checkbox"/> 水痘(水ぼうそう)	全ての発しんが、かさぶたになってから
<input type="checkbox"/> 咽頭結膜熱(プール熱) ※アデノウイルス感染症を含む	主な症状が消えた後 2 日を経過してから
<input type="checkbox"/> 腸管出血性大腸菌感染症 (O-157・O-26・O-111 等)	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
<input type="checkbox"/> 髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがないと医師が認めてから
<input type="checkbox"/> 流行性出血性結膜炎・角膜炎(急性も含む)	
<input type="checkbox"/> 結核	

令和 年 月 日

医療機関名 _____

医師氏名 _____

登園届 (保護者記入)

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。

* 登園の際には、下記の登園届の提出・登園の前日に園の方へのご連絡をお願いいたします。

<h2>登園届</h2>	
まつもと医療センターにここ保育園 園長あて	
園児氏名 _____	
病名「 _____ 」と診断され	
令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 医療機関名「 _____ 」において	
病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので当園いたします。	
令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日	保護者氏名 _____

* 医師の診断を受けて、保護者の方が記入する登園届が必要な感染症

該当疾患に○	疾患名	登園のめやす
	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	伝染性紅斑(リンゴ病)	全身状態が良いこと
	感染性胃腸炎 (ノロ・ロタ)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	RS ウイルス	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	带状疱疹	すべての発しんが痂皮化してから
	突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後 24 時間を経て全身状態が良いこと

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドラインより ※一部「学校保健安全法施行規則」準用

保護者 様

新型コロナウイルスに感染した園児は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。

再登園するにあたって、改めて「治癒したかどうか」の医師の診察を受ける必要はありませんが、感染拡大予防のため「発症の翌日から5日間」を出席停止としてください。

新型コロナウイルス感染症が治癒し登園するときは、この「治癒報告書」を提出してください。

この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありませんので、お願いいたします。

治 癒 報 告 書

_____ 保育園長 様

_____ 2歳 0-1歳 (○で囲ってください) _____ 組

_____ 園児氏名 _____

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします。

記

疾患名	新型コロナウイルス感染症
発症日（発熱等、かぜ様の症状が出た日、検体採取日）	年 月 日
受診した医療機関名	
医療機関受診日	年 月 日
発症の翌日から5日間経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	年 月 日まで

令和 年 月 日

_____ 保護者氏名 _____

保護者様

インフルエンザにかかった時の手続きについて

お子さんがかかったインフルエンザは、「保育所における感染症ガイドライン」に基づき学校保健安全法によって規定された感染症の為、治癒するまでは保育所ではお預かりすることが出来ません。

お預かりできない期間は、学校保健安全法施行規則に準じ、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで」と定められています。

再登園の際は、下記の「保護者からの治癒報告書」を園に提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。ただし、再登園するに当たって治癒したかどうか心配がある場合には、医師の指示に従ってください。

保護者からの治癒報告書

H27.2 改定

まつもと医療センターにこここ保育園 様

園児氏名 _____

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします

1. 疾患名	インフルエンザ
2. 発症日（熱が出た日）	令和 年 月 日
3. 解熱日（熱が下がった日）	令和 年 月 日
4. 受診した医療機関名	
5. 医療機関受診日	令和 年 月 日
※6. 「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過した日」（=登園可能な日）をご記入ください。	令和 年 月 日
7. 再登園するに当たって園に連絡しておきたいことがございましたらご記入ください	

※6 「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過した日」とは、
発症日・解熱日の、翌日を1日と数えます。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____

⑩

主治医様

園

保育園での与薬の指示について（依頼）

日頃は保育園児童の健康管理にご尽力頂きましてありがとうございます。
保育園では原則として薬剤を扱わない事になっておりますが、保育園での与薬を必要とする場合は
下記「薬の指示書」にて御指示いただきますようお願いいたします。

薬の指示書

下記保育園児について、当院で加療中ですが、登園の際は、保護者に代わり、与薬をお願いします。

園児名 _____

病名（または症状） _____

今回の処方 は _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 月 _____ 日 _____ 日分

保育園で与薬するタイミング・方法

タイミング	剤型	与薬方法	保存方法	処方薬名	種類
例) 食後 30 分	粉末	水 10ml に溶かし経口摂取	冷蔵保存	ムコダイン	痰きり

年 月 日

病院名

医師名

保護者様

薬の連絡票

ご記入のうえ、保育士に薬と一緒にお渡し下さい。

依頼日	年 月 日 ()
依頼先	園
園児名	
保護者名	
病名又は症状	
病院名	TEL:
薬 の 内 容	
種類	<input type="checkbox"/> 抗生物質 <input type="checkbox"/> 鼻水止め <input type="checkbox"/> 咳止め <input type="checkbox"/> 下痢止め <input type="checkbox"/> 整腸剤 <input type="checkbox"/> その他 ()

- 医師の「薬の指示書」もご提出下さい。
- 「薬の連絡票」がない場合はお子さんに薬を飲ませる事が出来ません。
- 薬の容器・薬袋にもお子様のフルネームをご記入下さい。
- 使用する薬は1回ずつに分けて、当日分のみご用意下さい。(外用薬除く)

※保育園記入欄

与薬日時				与薬者
月	日	時	分	
月	日	時	分	
月	日	時	分	
月	日	時	分	
月	日	時	分	

重要事項に関する同意書 兼 契約書

当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。（説明書番号：2025-に-2）

保育園名 : まつもと医療センターにこにこ保育園

所在地 : 長野県松本市村井町南2丁目20番30号

説明者職名 : 園長 山崎 志保

私は、「重要事項説明書」に基づいて、にこにこ保育園から重要事項の説明を受け、同意しました。また、「入園許可書」に基づき、にこにこ保育園の入所を確認したことを届け出します。

年 月 日

保護者住所 :

児童氏名 :

保護者氏名 :

印（署名でも可）

児童から見た続柄 :



重要事項に関する同意書 兼 契約書

当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。（説明書番号：2025-に-2）

保育園名 : まつもと医療センターにここ保育園

所在地 : 長野県松本市村井町南2丁目20番30号

説明者職名 : 園長 山崎 志保

私は、「重要事項説明書」に基づいて、にここ保育園から重要事項の説明を受け、同意しました。また、「入園許可書」に基づき、にここ保育園の入所を確認したことを届け出します。

年 月 日

保護者住所 :

児童氏名 :

保護者氏名 :

印（署名でも可）

児童から見た続柄 :